

高知市立潮江中学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日

はじめに

いじめ防止のために本校が取り組む4つの施策

- 1 「高知市立潮江中学校いじめ防止基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、学校がいじめへの対応が組織として一貫したものにす。
- 2 いじめ発生時における学校の対応を示すことで、生徒及びその保護者が、学校生活に安心感を持てるようにするとともに、加害行為の抑止に向かう手立てを講じる。
- 3 いじめに向かわない態度・能力の育成等とおして、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを、すべての教育活動を通じて展開する。
- 4 被害生徒は言うに及ばず、加害生徒の成長を支援する観点を位置付けることにより、すべての生徒の健全な人格の形成に努める。

1 いじめ防止に向けた学校の基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童・生徒等に対して、当該児童・生徒等が在籍している等、当該児童・生徒等と一定の人的関係にある他児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るという認識のもとに、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、「未然防止」、「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に取り組む。
- いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」のために、いじめ防止対策委員会を中心に学校全体で組織的な対応をするとともに、日頃から、生徒の豊かな心を育むよう道徳教育、人権教育をはじめとする教育活動を充実させる。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つよう留意する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目して対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪するなど、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応を行う。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめであるとの捉えのもと、学校いじめ対策組織において情報共有を行う。

2 いじめの「未然防止」

- (1) 日々の授業改善，教職員の人権意識向上をめざす校内研修の充実
 - ① 自尊感情を高める学級活動，学年・学校行事づくりや生徒会活動
 - ② 生徒指導の3機能を生かした全員参加の授業づくり
 - ③ 豊かな心を育てる道徳教育，人権教育の充実
 - ④ いじめが発生しやすい背景や，指導上の留意点等の共有による，組織体制の充実
- (2) いじめを予防する相談体制の整備
 - ① 独りで抱え込まない職場の雰囲気づくり
 - ② 生徒と生徒，生徒と教職員との信頼関係の構築
- (3) 自尊感情を育み，自己有用感を高める教育活動の推進
 - ① 自分も仲間も大切に，正しい判断力・行動力を育てる教育実践
 - ② 自分の良さを最大限発揮し，かけがえのない仲間と思い出をたくさん創る教育実践
 - ③ 生徒が主体的にいじめ問題について考え，議論する等，いじめ防止への自主活動の推進
- (4) 「いじめ防止」について，生徒，家庭，地域とともに学ぶ広報・啓発活動の推進
 - ① 道徳，人権参観日の実施
 - ② 地域と繋がる緒行事（体育祭，文化祭，防災行事等）の実施

3 いじめの「早期発見」

- (1) 日々の観察 ～いじめのサインを見逃さない～
 - ① 生徒たちと一緒に過ごす機会の確保
 - ② 潮江ノートや学習ノートを活用し，生徒の変化を把握
 - ③ 気づいた情報を教員同士で確実に共有
- (2) 教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～
 - ① 生徒に対し，日頃からの教職員の声かけや気軽に相談できる環境づくり
 - ② 生徒や保護者との信頼関係の構築
- (3) アンケート調査 ～生徒を客観的に把握する～
 - ① 定期的にいじめアンケート，あったかアンケート，Q-U等の実施
 - ② いじめ早期発見チェックリスト（教職員用）の実施
 - ③ 調査結果や聞き取り情報の記録の保存

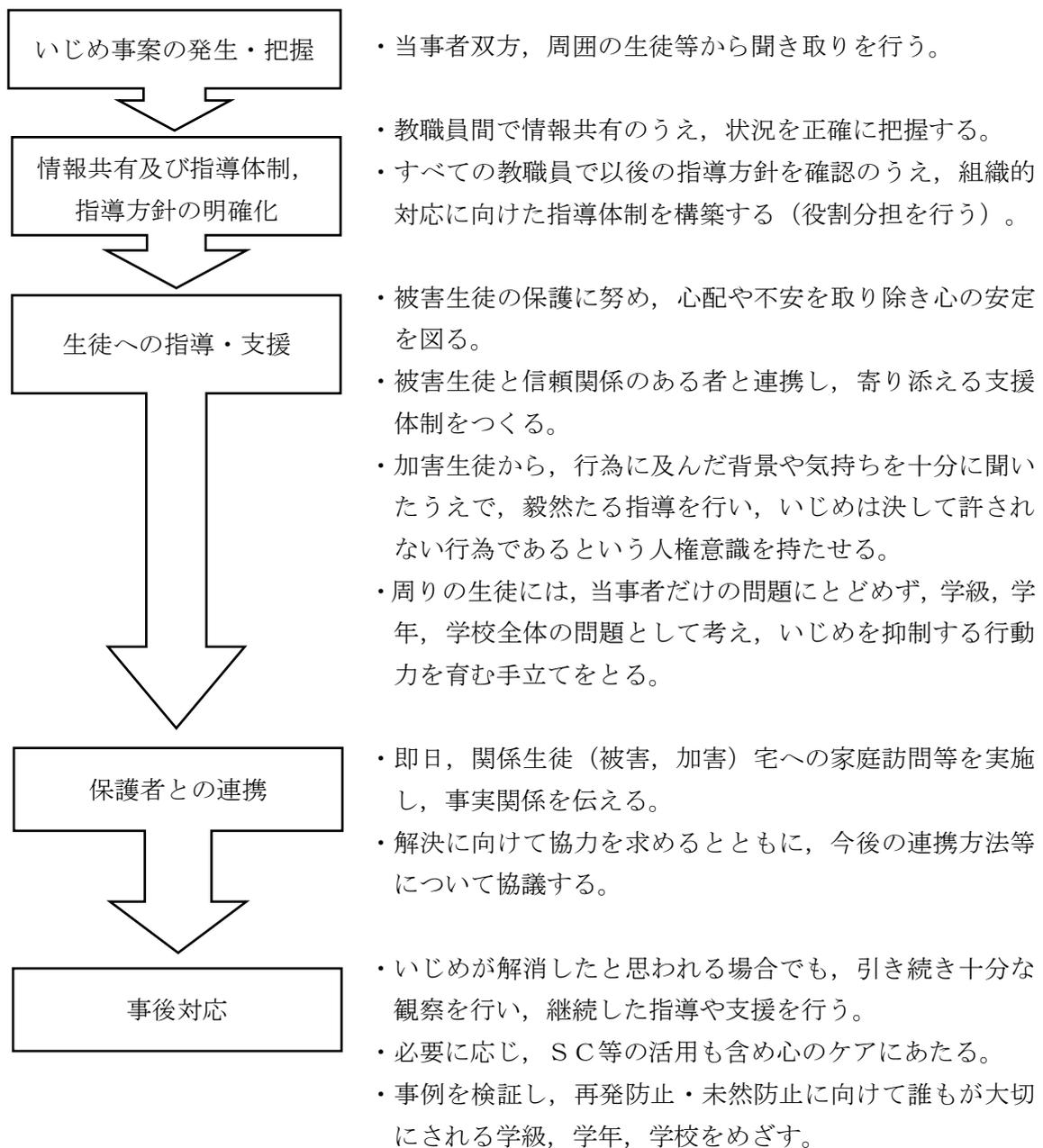
4 いじめの「早期対応」

- (1) いじめ対応の基本的な流れ

【基本姿勢】

- アンケート調査等において，生徒からSOSが発されている場合など，いじめの兆候が見られたときは，迅速に対応する。
- いじめの現場に出くわしたときは，その場でその行為を止め，問題を軽視することなく，早期に適切な対応をとる。
- いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に考えるとともに，迅速かつ丁寧な対応を心がける。
- 解決に向け，一人で抱え込まず，組織的に取り組むことを心がける。

(2) 対応フローと留意点



いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の2点の要件が満たされている必要があることに留意する。

- ① いじめの行為が止んだ状態が少なくとも，3ヶ月以上継続していること
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを，本人及び保護者に対し，面談等で確認していること

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

- (1) いじめ未然防止・早期発見に向けて取り組むための常時的活動
 - ① Q-U, あったかプログラム, いじめアンケート, いじめ早期発見チェックリスト(教職員用)等を実施し, 集計・分析を行う。
 - ② 生徒指導委員会(定期), 運営委員会(定期), 生徒支援委員会(定期), 学年会(定期)を開催し, 情報交換を行うとともに, 事案が発生した場合は, 今後の方策を協議する。
- (2) いじめが疑われる事案が発生したときの組織的活動
 - ① 校長判断により, 組織的な対応で迅速な解決を図る。
 - ② 事案に応じてSCやSSW, 生徒指導SV等の外部の専門的有識者や関係機関との連携を図る。
 - ③ 重大事態と判断した場合は, 直ちに高知市教育委員会に報告するとともに, ②の外部有識者を含めての委員会を設置し, 解決を図る。
 - ④ いじめが犯罪行為として取り扱われると認めるときは, いじめている生徒を徹底して守り通すという観点から, 所轄警察署と相談して対処するようにする。

6 重大事態への対応

【重大事態の定義】

- ①「生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があると学校が認めるとき
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると学校が認めるとき
 - ・年間30日を目安とする。
 - ・一定期間連続して欠席しているような場合

※生徒や保護者から重大事態の訴えがあった場合も含む。

- (1) 重大事態が発生したら高知市教育委員会へ報告(義務)
- (2) 重大事態調査組織の設置及び被害生徒, 保護者への調査方針の説明
 - ① 調査の目的や目標
 - ② 調査の主体
 - ③ 調査時期や期間
 - ④ 調査事項や方法
 - ⑤ 調査結果の提供
- (3) 調査・聞き取り・アンケート等
 - ① いじめ行為の事実関係を, 可能な限り網羅的に明確にする。
 - ② 客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ③ 必要に応じて, 既に終わっている調査資料の再分析や再調査を実施する。
 - ④ 被害生徒, 保護者に対して情報(経過報告)を適時, 適切な方法で提供する。
- (4) 調査結果を高知市教育委員会へ報告(義務)